

中小企業者および小規模企業者の定義(中小企業向け制度融資)

<中小企業者とは>

①中小企業信用保険法(以下「法」)第2条第1項第1号の会社および個人

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※資本金または従業員数のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
※宗教法人、学校法人、社会福祉法人、公益法人(財団法人、社団法人)等は一部を除き該当しません。

②法第2条第1項第2号の会社および個人

業種	資本金または出資金	従業員数
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

③法第2条第1項第3号から第4号および第7号から第10号の組合

組合の種類(主なもの)	備考
中小企業等協同組合	法第2条第1項第3号の規定による
協業組合	法第2条第1項第4号の規定による
商工組合および同連合会	法第2条第1項第7号の規定による
商店街振興組合および同連合会	法第2条第1項第8号の規定による
生活衛生同業組合、同小組合および同連合会	法第2条第1項第9号の規定による
酒造組合、同連合会および酒造組合中央会 酒販組合、同連合会および酒販組合中央会	法第2条第1項第10号の規定による

④法第2条第1項第5号の「常時使用する従業員数が300人以下」の医業を主たる事業とする法人 (医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人)

⑤法第2条第1項第6号の「常時使用する従業員数が300人(小売業は50人、卸売業またはサービス業は100人)以下」の 特定非営利活動法人

<小規模企業者とは>

①法第2条第3項第1号の会社および個人

業種	常時使用する従業員数
製造業等	20人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下
卸売業	5人以下

②法第2条第3項第2号の会社および個人

業種	常時使用する従業員数
宿泊業	20人以下
娯楽業	20人以下

③法第2条第3項第3号から第5号の組合

組合の種類	備考
事業協同小組合	法第2条第3項第3号の規定による
企業組合	法第2条第3項第4号の規定による
協業組合	法第2条第3項第5号の規定による

④法第2条第3項第6号の「常時使用する従業員数が20人以下」の医業を主たる事業とする法人 (医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人)

⑤法第2条第3項第7号の「常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業は5人)以下」の特定非営利活動法人